

令和5年赤穂市教育委員会臨時会議事録

- 1 日 時 令和5年3月16日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 尾 上 慶 昌 |
| 教育長職務代理者 | 大 河 龍 生 |
| 委 員      | 池 坂 めぐみ |
| 委 員      | 志 水 矛   |
| 委 員      | 井 本 学 明 |
- 4 委員以外の出席者
- |                |         |
|----------------|---------|
| 教 育 次 長        | 高 見 博 之 |
| 教 育 次 長        | 入 潮 賢 和 |
| 総 務 課 長        | 西 岐 厚 志 |
| こども育成課長        | 近 藤 雅 之 |
| 幼児教育指導担当課長     | 中 丁 知 子 |
| 学校教育課長         | 田 中 豊 史 |
| 生涯学習課長         | 橋 本 政 範 |
| 文化財課長          | 中 田 宗 伯 |
| スポーツ推進課長       | 笠 原 裕 之 |
| 学校給食センター所長     | 正 木 洋 志 |
| 中央公民館長兼市民会館長   | 本 家 信 治 |
| 図書館長兼市史編さん担当課長 | 小 野 真 一 |
| 書 記            | 澁 谷 文 江 |
- 5 付議事項
- 第6号議案 公立学校教職員人事異動について
- 第7号議案 令和5年度赤穂教育プランについて
- 第8号議案 赤穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する等の規則の制定について
- 第9号議案 赤穂市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について
- 第10号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について
- 第11号議案 赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 井 本 学 明

署 名 人 大 河 龍 生

## 令和5年赤穂市教育委員会臨時会議事録

教育長

ただいまより、教育委員会臨時会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、第6号議案は人事案件のため、説明員として関係職員のみ入室を許可しております。第7号議案より、その他の説明員の入室を許可することといたします。

はじめに、令和5年第2回教育委員会議事録の署名を志水委員と井本委員にお願いします。

( 教育長署名後、志水委員、井本委員の署名 )

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。井本委員と大河委員にお願いします。

本日の議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第6号議案については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員  
教育長

異議なし。

以上のとおりの賛成をもちまして、第6号議案は、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。

第6号議案「公立学校教職員人事異動について」事務局の説明をお願いいたします。

[ 非公開案件として、第6号議案「公立学校管理職人事異動について」説明を行い、その後審議を行った。 ]

原案承認

( 説明員 入室 )

教育長

それでは、審議を再開いたします。

次に、第7号議案「令和5年度赤穂教育プランについて」事務局の説明を順次、お願いいたします。

事務局

( 令和5年度赤穂教育プランについて議案3～7ページに基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 質問ではないんですけれども、感想、お願いなんです、各学校ではこの「赤穂教育プラン」を受けて、各学校独自の学校教育目標を決めたり、あるいはそれに向けての具体的な内容を職員とともに作っていきます。特に今、この資料の中での個人的な意見としましては、4ページの「小学校、中学校」の(1)「確かな学力」、これがやっぱり学校教育の目指す一番根底となるものだと思っています。これらについても各学校で、職員の授業力向上のために色々と研鑽を積んでいくわけですが、どうか「子どもの実態」や「地域の実態」、あるいは「親の願い」こういったものを踏まえて各学校考えていっていただいたら、というふうに思います。以上です。

事務局 ご指摘、ありがとうございます。この「赤穂教育プラン」につきましては、年度初めに校園所長会を開きまして、プランをお示ししまして、学校経営に活かせるようにしてまいります。「確かな学力」についても、主体的、対話的な深い学びができるよう授業改善は引き続き行ってまいります。授業改善については、特に児童生徒がやる気になる導入の工夫であるとか、「勉強したいな」とか「やってみたいな」と思える導入を工夫したり、ICT機器を活用したり、子供同士の学びあいの場を設定したりするような授業スタイルを引き続き研修してまいりたいと思います。

委員 令和3年の臨時会の時に、生涯学習でしたら、坂越のアフタースクールを隣の部屋の利用ができるようにするんだというお話があって、今年は城西小のアフタースクールの施設を整備する。毎年、「今年はこの学校」「(今年)この学校」と進んでいっている形なんですか。

事務局 アフタースクールの整備につきましては、現状を踏まえまして子ども達の利用の状況とか、部屋の状況、それに応じまして対策の必要なアフタースクールについて、整備を行っているということで、5年度につきましては、城西小学校が人数の関係で若干狭くなっておりますので、それらを含めて整備を考えたい、ということで実施設計を予定いたしております。

委員 坂越のアフタースクールはもう利用できるようになって、解決というとおかしいですけど、進められるようになったということなんですか。

事務局 坂越のアフタースクールにつきましては、その当時人数が多くなったということで整備をさせていただいて、今現在はそれを利用して保育をさせていただいておりますので、狭かったということについては、一応解消ということになっております。

- 委員 公民館も令和3年度に「照明のLED化」と「講座の充実」と、あと「漏電防止工事」を行います、という話で、また今年度も照明で、やっぱりお金がかかるから、「今回はここ」「今回はここ」という形で行われていると（いうことでしょうか）。毎年、照明のLED化ってお聞きしているの、どうなのかな、と思います。
- 事務局 一度にすべて（の施設のLED化工事）をやるとするのは、多額の費用が発生しますので、起債のメニューとか補助金の動向とかを踏まえて、できるところからやっていって、というような状態であります。
- 委員 7ページの基本理念の左側、「キャリア教育の推進」とあるんですけども、キャリア教育は文科省とか経産省が打ち出しているなかで、理念ばかりずっと並べているような感じなんですけれども、実質、兵庫県の場合だったら、中学校は「トライやるウィーク」とか、あるいは小学校は「社会科見学」だったり「自然学校」だったり、というような具体的なものがあるんですけども、これを実質、赤穂の場合は、学校教育におけるキャリア教育を、という目的から言うと、「各教科以外で」「いつ」「どの程度」「どれだけの頻度で行えるか」という部分、具体的なものはあるのでしょうか。
- 事務局 キャリア教育につきましては、小中高一貫して、キャリアパスポートというものを作りまして、次々と送っていくような態勢を整えております。トライやるウィークなども含めて、普段日常生活の中や特別活動の中でも、係活動とか、行事一つにしてもそれぞれ「人の役に立てる」とかいうところにつながる態度を育てていく、というふうに考えて進めていきます。
- 委員 特に教科の中ではなくて、ということですね。授業、というか、各教科以外の部分で、例えば道徳的な活動であるとかいうようなとらえ方で、ここでボランティア活動だとかいろいろなものをやればパスポートに記録される、というとらえ方ですか。
- 事務局 キャリア教育は全教科の中で、特別活動も含めて行うものですので、横断的に行ってまいります。
- 委員 了解しました。
- 委員 6ページの図書館事業の（6）ですけれども、その中で「ブックスタート（絵本との出会い）事業」がありますが、具体的にどのような内容で行われているのか、ということと、その中でもし、こういうことが効果として現れてきているな、というふうなものがあれば、教えていただきたいと思います。
- 事務局 このブックスタート事業はですね、4か月健診を受診した乳児が

対象となりまして、5か月のベビーレッスン時に、「ブックスタートパック」といまして、絵本2冊と絵本リスト、そして本の貸し出し袋がセットになっているんですけれども、これを配布するというものでありまして、絵本を通じて親子でコミュニケーションを取りながら、絵本を見て言葉と心を通わせながら本の楽しさを知っていただくという、読書活動のすそ野を広げるということを目的とした事業であります。その効果といいたいまいしょうか、お持ち帰りいただいた本は、親子で見ながら、おそらく、抱っこしながらその本を見て、ということで、親は語りかけながら、ということで読んでいただけているというふうに思います。その具体的な効果というところは、なかなか把握をしにくいところではあるんですが、この事業のフォローアップのために、「いないいないばあの会」というものを実施しております、0歳時から2歳児までの子どもと保護者を対象にしまして、いろんな、また別の本を読み聞かせるとかそういったことで、そういった会を実施するとかいうことも行っております。そういった内容でございます。

委員

ありがとうございます。なかなか、今、大人でも本を読んだり、新聞を読んだりとか、そういう文字に触れるということは非常に少ない中で、小さい時からそういった（文字に触れるような）ことをしていただいているというのは非常に大事なことだと思います。読み聞かせにしても、読書にしても、表現力であるとかあるいは想像力とか、そういったものを培うのは非常に大事だと思いますので、ぜひ今後も今課長さんが言われたようにすそ野を広げていただけて、ぜひ継続していただきたいなと思います。よろしく願いします。

事務局

ご意見ありがとうございます。今後もこの事業は継続をして、乳幼児から本に親しんでいただけるような環境づくりを整えていければ、と考えております。

教育長

他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、第7号議案、令和5年度赤穂教育プランについて、順次、委員のご確認をいただき表決いたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のおおりの賛成をもちまして、第7号議案は、原案のおおりの議決されました。

次に、第8号議案「赤穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する等の規則の制定について」及び第9号議案「赤穂市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について」は、関連がござ

事務局 いますので、一括審議といたします。事務局の説明をお願いします。  
（ 赤穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する等の規則の  
制定について及び、赤穂市教育委員会決裁規程の一部を改正す  
る規程の制定について、議案 8 ページ及び 9 ページ、議案参考  
資料 2 ページ～ 4 ページに基づき説明を行った。 ）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
ご発言がないようですので、第 8 号議案「赤穂市教育委員会事務  
局処務規則の一部を改正する等の規則の制定について」及び、第 9  
号議案「赤穂市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定に  
ついて」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員 異議なし。  
教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第 8 号議案及び第 9 号議案は、  
原案のおおりに議決されました。次に、第 10 号議案「地方公務員法  
の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関  
する規則の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 （ 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員  
会規則の整理に関する規則の制定について、議案 10 ページ及び  
11 ページ、議案参考資料 5 ページ及び 6 ページに基づき説明を  
行った。 ）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発  
言がないようですので、第 10 号議案「地方公務員法の一部を改正  
する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制  
定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。  
大河委員いかがですか。

全委員 異議なし。  
教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第 10 号議案は、原案のおお  
りに議決されました。次に、第 11 号議案「赤穂市通学費補助金交付  
規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願い  
します。

事務局 （ 赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定につ  
いて、議案 12 ページ、議案参考資料 7 ページに基づき説明を  
行った。 ）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
委員 4 月 1 日から実施ということなのですが、当面何人ぐらい（対象  
の）子どもはいるんですか。

事務局 この通学費補助金自体は、市内のいろんな小学校の児童全員で、  
74 名おります。この J R 西日本のダイヤ改正の対象となりますの

が、（赤穂）西小学校の生徒で、74人のうち9人、現在のところ対象となっております。4月からは、2名増えて11名となると聞いております。

教育長

ほかにご発言がないようですので、第11号議案「赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のおおりの賛成をもちまして、第11号議案は、原案のとおり議決されました。

その他、事務局から報告事項がありますか。

事務局

（第3回定例教育委員会を3月30日（木）午前10時から、赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。）

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会臨時会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

（午後3時02分閉会）